

公民館の運営と事業に関する実証的研究

～島根県公民館調査を手がかりに～

清 國 祐 二

Yuji KIYOKUNI

A Research on the Management and Projects of Citizen's Public Hall (Kominkan)

[キーワード：公民館運営審議会、公民館運営委員会、公民館事業、地域課題、連携]

はじめに

島根県における公民館調査は昭和59年以来数次にわたって行われている。そこでは公民館の職員体制とその処遇、事業予算とその内訳、事業および業務内容、利用団体等の詳細なデータが収集されている。データ分析の結果をまとめると、以下ようになる。

①公民館経営の基盤を職員体制と事業予算から診断し、職員体制の不十分さと予算の脆弱性を指摘している¹⁾。

②公民館は社会教育関係団体および地域の他の団体の活動の拠点となっており、1館あたり10を越える団体が登録されていることが明らかとなった。公民館事業の展開にとって、それらの団体との連携は不可欠であるが、事務局や会計の業務を公民館職員が負担することへの問題が提起された²⁾。

③公民館における学級・講座を中心とした事業の数、内容、対象および開催回数の調査から、島根県の公民館事業の特徴が、趣味・教養型で、婦人と高齢者を対象とした学級・講座が大半を占めていることが明らかとなった。さらに、それらの多くは継続性や体系性に乏しい講座であることが報告されている³⁾。

④公民館を利用している学習者を中心に学習ニーズ調査を行った結果、全体的にみて趣味・教養的な学習やスポーツ・レクリエーション的な活動に要求が集中していた。続いて、地域課題やボランティアへと関心が向き、壮年以降の年齢層にこの傾向が強いことがわかった。学習者の公民館への期待には地域課題への取り組みやリーダー養成、ボランティア養成などがかなり高くなってい

島根大学教育学部教育学研究室

ることが注目される⁴⁾。

これらの課題を受け、今回は、公民館運営の形態と事業展開に多大な影響を与える公民館運営審議会と運営委員会の実態と課題、公民館事業の推移を分析するための調査を実施した⁵⁾。

1. 公民館運営審議会の機能と役割

1) 社会教育法からみた公民館運営審議会

社会教育法第29条には「公民館に公民館運営審議会を置く。但し、二以上の公民館を設置する市町村においては、条例の定めるところにより、当該二以上の公民館について一の公民館運営審議会を置くことができる。」同第2項において「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。」とある。また、社会教育委員と公民館運営審議会委員との関係については、社会教育法第16条に「公民館を設置する市町村にあっては、社会教育委員は、第29条に規定する公民館運営審議会の委員をもって充てることができる。」とある。

このように規定されている公民館運営審議会（以下、公運審とする）であるが、島根県の実態はどうなっているのだろうか。

2) 島根県における公民館運営審議会の現状

①設置状況

表1のように、公運審をそれぞれの公民館に設置している市町村が19(33.9%)、市町村に1つの設置が37(66.1%)となっている。市町村に1つの設置の場合は社会教

育委員の会で兼ねさせる場合が多くなっている。市町村の状況によって公民館の設置形態も異なるため、慎重な判断が必要であるが、地区公民館それぞれに応じた運営を審議できるような設置状況には必ずしもないといえよう。

表1. 公民館運営審議会の設置状況

	社会教育委員 の会と一体	社会教育委員 の会とは別	全 県
市町村に1設置	22	15	37
各公民館に設置	0	19	19
合 計	22	34	56

②審議状況

図1は、1年間に開催される審議会の開催回数である。1～3回の開催が6割を越えているというのが現状である。これには、公民館の設置形態、市町村あるいは公民館における公運審の位置づけ、費用弁償のような予算的な問題などさまざまなものが考えられる。しかし、地域生涯学習の拡充を目指す時期であるからこそ、社会教育法の理念に立ち返り、公運審の機能と役割を再確認する必要がある。勿論、審議会の回数を増やせばよいというのではない。公運審の中に公民館運営の問題を認識し、それを審議し、解決の方向性を提言する機能をもたせうか否かが重要なのである。

図2から、公運審の審議内容は多い順に「公民館運営」や「事業実施」、「事業予算」、「企画・立案」となっているが、開催回数との関連で判断すると、公民館運営とりわけ事業に関わる決定および承認機関としての機能が中心であることが想起できる。委員の選定のあり方からして、学校長（1号委員）の見識の発揮、団体または機関の代表者（2号委員）としての学習者ニーズに即した事業の企画・立案への関与、学識経験者（3号委員）の総合的な指針の提示等、それぞれの立場からの公運審への関わりが期待される。

ところが、社会教育法でうたっている調査研究やそれにもとづく答申建議を行った公運審はそれぞれ2割にも満たない（調査研究46館、答申建議44館）ことが明らかとなった。数字だけを見ても、公民館運営のあり方そのものに関わる重要な審議が公運審でなされているとはいえない状況が浮き彫りとなった⁶⁾。

公運審は長期的な展望に立ち、当該公民館の検討課題を段階的に調査研究し、限られた審議会開催の中で報告、提案、審議を行い、次の審議会へと繋いでいくような流れを作ることが必要となろう。そうすることが、当該公民館の方向性を明らかにし、公民館活動の目標を定め、

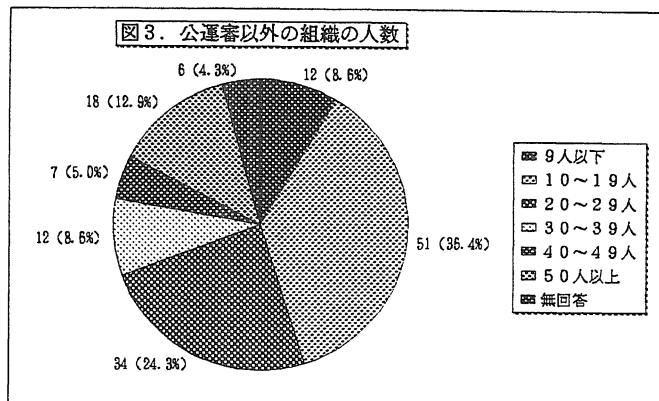
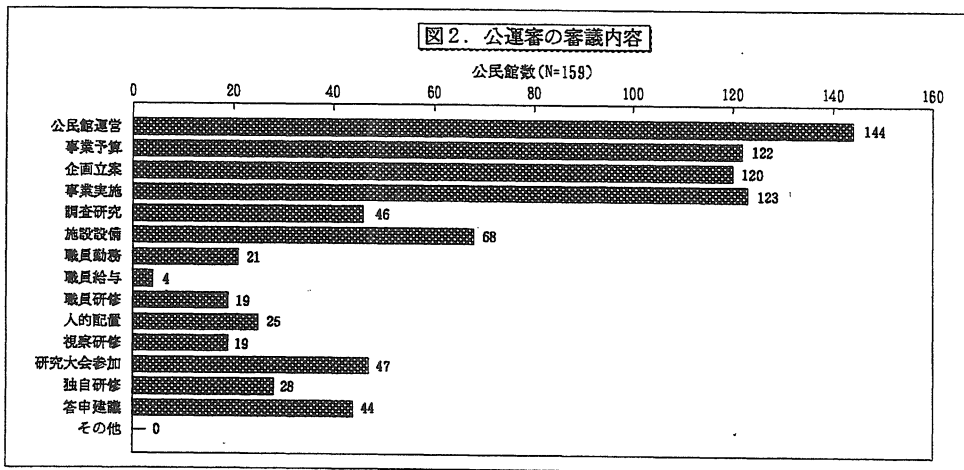
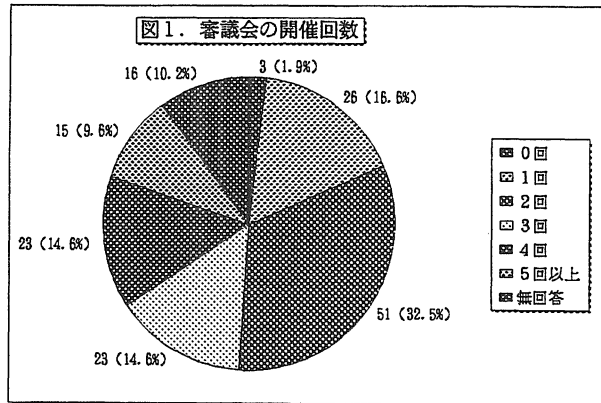
その活動の質を高め、円滑な公民館運営につながっていくのである。

③公運審以外の組織

生涯学習時代の公民館の課題は、従来の学級講座を中心とした事業展開や学習者の組織化などにみられるグループ・サークル活動の支援に加えて、住民の学習の多様化や高度化にどう応えるのか、地域づくりやまちづくりの拠点となりうるのか、等である。住民のニーズや地域の課題を的確に把握し、それを事業に反映させていくことが求められ、そのために住民の代表で組織された運営委員会等の役割が必要とされるのである。多くの公民館でこの方式が採用されており、それらは「運営委員会」、「実行委員会」、「推進委員会」等さまざまな呼称をもち、企画・立案から連絡・調整、実施・運営へと実質的な支援部隊として活躍している。見方を変えれば、公運審の形骸化や実質的な運営に関わっていない状況がそれらの組織を生み出す背景となっているとも考えられる。

趣味・教養やスポーツ・レクリエーション等に係る事業展開は勿論のこと、地域課題への取り組みを目的とした公民館事業の開発を展望する際にも、地域の有志や組織・団体の代表者で組織されたこれらの委員会の存在とその機能・役割が事業の成否の鍵を握っているといっても過言ではない。前者の事業の場合、公民館職員は団体・グループの育成を意識しながらも、企画から運営までを委員会の自主性に委ねることで、公民館側は貸し館的な役割を果たすことに徹すればよい。さまざまな要因の絡み合う地域課題や現代的課題を取り上げる後者の場合、委員会を多くの知見を集約する場としてとらえ、学習プログラムの内容充実に生かしたい。さらに人的つながりから多くの住民の参加も期待できる。いずれにしても、この委員会は、公民館活動および運営に関わる住民の理解と協力、それにとまなう自主性や責任感の醸成に大きく関わる重要な役割を果たすのである。

県内の公民館を見た場合、表2のように実質的な事業の企画・立案等に関わると考えられる組織がかなりあることが確認できる。（これは公運審の有無にはあまり依存していないようである。）また、図3をみると、その構成員の数が多くに気がつく。公運審の委員数が平均10.0人であること考えると、この構成員数の平均27.0人という数字が膨大なものであることがわかって、恐らくこれは専門部会等に分かれて、分野ごとに企画・立案等を行っていることを含んでいると思われる。その意味では、多くの協力者を得るということは、地域の人材発掘やリーダー養成という面からもその意義は大きい。



ただし、ここで再度確認しておかなければならないことは、これらの委員会はあくまでも地域の有志や組織・団体の代表者で構成されており、それぞれの学習ニーズに基づいた事業の企画・立案、連絡・調整および実施・運営が主要な機能であることである。つまり、学習プログラム開発の基礎理論や経験（ノウハウ）、公民館運営の総合的な審議機関としての機能や権限はもちえてはいないのである。したがって、公民館職員の専門性はますます重要度を増すことになり、公運審の機能もより専門的な見地からの調査審議が求められることになる。

表2. 公運審以外の組織について

	組織あり	組織なし	無回答	合計
公運審あり	78	59	16	153
公運審なし	62	11	74	147
合計	140	70	90	300

2. 公民館事業の実態分析

1) 公民館事業の推移

①学級・講座数の推移

公民館事業に関する調査としては、本年度と同様の区分で平成3年に行ったものがあるため、それとの比較から推移をみていきたい。

総数からみると、全県の平均事業数は9.4から10.4へと増加している。さらに今年度はその他の区分を別枠で把握しているため、平均の差以上の増加が見込まれる。この事業数の増加は市部に偏っており、地区別にみると西部よりも東部にその傾向が強い。そのために地域間格差がかなり広がってきた。例えば、平成3年度に最も事業数の多い地区と少ない地区の差が6.9であるのに対し、平成7年度にはその差が11.8（その他を含めると15.7に広がる）にまで開いている。

表3. 公民館事業数の推移

	平成3年度			平成7年度			
	事業数	公民館数	平均事業数	事業数	公民館数	平均事業数	その他平均
松江市	225	18	12.5	338	20	16.9	7.4
安来市	79	11	7.2	101	8	12.6	5.3
八束郡	114	19	6	162	22	7.4	2.0
能義郡	46	6	7.7	81	8	10.1	7.1
仁多郡	110	9	12.2	102	8	12.8	3.5
大原郡	82	9	9.1	132	13	10.2	3.1
出雲市	207	16	12.9	246	16	15.4	6.4
大田市	152	15	10.1	196	19	10.3	5.6
平田市	130	12	10.8	182	11	16.5	7.2
飯石郡	86	10	8.6	65	9	7.2	5.2
簸川郡	176	20	8.8	121	15	8.1	3.9
邇摩郡	79	8	9.9	46	9	5.1	2.6
浜田市	72	6	12	79	8	9.9	5.3
江津市	151	16	9.4	185	17	10.9	5.8
邑智郡	152	24	6.3	204	26	7.8	3.8
那賀郡	134	13	10.3	106	13	8.2	4.1
益田市	129	16	8.1	160	14	11.4	4.9
美濃郡	42	4	10.5	62	5	12.4	6.0
鹿足郡	211	19	11.1	98	13	7.5	3.5
隠岐郡	66	8	8.3	57	7	8.1	6.9
合計	2443	259	9.4	2723	261	10.4	4.8

* その他平均とは、イベント・大会・展示会等の学級・講座以外のものを指す

* 網掛けは増加、斜体は減少を示す

表4. 対象者別事業数の推移

		少年	青年	婦人	成人・一般	高齢者	全員	無回答	合計
松江市	3年度	19.5(60)	8.8(27)	28.3(87)	29.0(89)	9.8(30)	2.6(8)	2.0(6)	307
	7年度	22.8(77)	5.0(17)	23.7(80)	18.9(64)	20.4(69)	9.2(31)	--	338
安来市	3年度	12.1(11)	4.4(4)	52.7(48)	9.9(9)	5.5(5)	11.0(10)	4.4(4)	91
	7年度	19.8(20)	2.0(2)	31.7(32)	34.7(35)	8.9(9)	3.0(3)	--	101
八束郡	3年度	14.3(21)	3.4(5)	31.3(46)	32.0(47)	11.6(17)	0(0)	7.5(11)	147
	7年度	16.7(27)	2.5(4)	32.7(53)	27.2(44)	16.0(26)	4.9(8)	--	162
能義郡	3年度	16.7(8)	0(0)	41.7(20)	22.9(11)	0(0)	6.3(3)	12.5(6)	48
	7年度	12.3(10)	4.9(4)	25.9(21)	35.8(29)	13.6(11)	7.4(6)	--	81
仁多郡	3年度	18.4(23)	8.0(10)	32.0(40)	31.2(39)	6.4(8)	0.8(1)	3.2(4)	125
	7年度	26.5(27)	4.9(5)	25.5(26)	17.6(18)	22.5(23)	2.9(3)	--	102
大原郡	3年度	16.3(15)	4.3(4)	41.3(38)	22.8(21)	8.7(8)	1.1(1)	5.4(5)	92
	7年度	18.9(25)	3.8(5)	25.8(34)	29.5(39)	19.7(26)	2.3(3)	--	132
出雲市	3年度	10.6(27)	10.2(26)	37.6(96)	31.4(80)	4.7(12)	2.4(6)	3.1(8)	255
	7年度	15.4(38)	6.5(16)	27.2(67)	27.6(68)	19.5(48)	3.7(9)	--	246
大田市	3年度	16.8(31)	4.3(8)	36.2(67)	22.7(42)	16.8(31)	0(0)	3.2(6)	185
	7年度	14.8(29)	2.0(4)	24.0(47)	33.2(65)	20.9(41)	5.1(10)	--	196
平田市	3年度	12.4(21)	5.3(9)	35.9(61)	31.8(54)	11.2(19)	0.6(1)	2.9(5)	170
	7年度	19.2(35)	6.0(11)	24.7(45)	29.1(53)	15.9(29)	4.9(9)	--	182
飯石郡	3年度	11.7(14)	6.7(8)	30.8(37)	25.0(30)	18.3(22)	2.5(3)	5.0(6)	120
	7年度	15.4(10)	1.5(1)	16.9(11)	27.7(18)	24.6(16)	13.8(9)	--	65
簸川郡	3年度	9.2(20)	4.1(9)	41.9(91)	22.6(49)	15.7(34)	1.8(4)	4.6(10)	217
	7年度	17.4(21)	5.0(6)	24.0(29)	31.4(38)	13.2(16)	9.1(11)	--	121
邇摩郡	3年度	10.7(9)	1.2(1)	58.3(49)	15.5(13)	6.0(5)	1.2(1)	7.1(6)	84
	7年度	4.3(2)	0(0)	26.1(12)	50.0(23)	10.9(5)	8.7(4)	--	46
浜田市	3年度	12.0(10)	9.6(8)	8.9(24)	26.5(22)	19.3(16)	0(0)	3.6(3)	83
	7年度	21.5(17)	5.1(4)	17.7(14)	20.3(16)	27.8(22)	7.6(6)	--	79
江津市	3年度	18.0(30)	1.2(2)	38.3(64)	25.7(43)	11.4(19)	0.6(1)	4.8(8)	167
	7年度	24.9(46)	3.2(6)	18.9(35)	23.8(44)	22.7(42)	6.5(12)	--	185
邑智郡	3年度	10.8(22)	5.9(12)	34.5(70)	26.1(53)	11.8(24)	2.5(5)	8.4(17)	203
	7年度	13.7(28)	4.9(10)	21.1(43)	36.8(75)	17.2(35)	6.4(13)	--	204
那賀郡	3年度	24.3(35)	0.7(1)	45.1(65)	17.4(25)	3.5(5)	3.5(5)	5.6(89)	144
	7年度	17.0(18)	1.9(2)	23.6(25)	35.8(38)	14.2(15)	7.5(8)	--	106
益田市	3年度	11.0(15)	4.4(6)	49.3(67)	20.6(28)	2.9(4)	2.9(4)	8.8(12)	136
	7年度	13.8(22)	1.9(3)	21.9(35)	35.0(56)	21.3(34)	6.3(10)	--	160
美濃郡	3年度	26.5(13)	6.1(3)	22.4(11)	26.5(13)	10.2(5)	6.1(3)	2.0(1)	49
	7年度	25.8(16)	6.5(4)	19.4(12)	24.2(15)	14.5(9)	9.7(6)	--	62
鹿足郡	3年度	14.3(39)	7.3(20)	33.0(90)	23.8(65)	12.8(35)	4.4(12)	4.4(12)	273
	7年度	16.3(16)	5.1(5)	18.4(18)	28.6(28)	24.5(24)	7.1(7)	--	98
隠岐郡	3年度	13.3(10)	4.0(3)	41.3(31)	21.3(16)	9.3(7)	2.7(2)	8.0(6)	75
	7年度	31.6(18)	5.3(3)	10.5(6)	14.0(8)	22.8(13)	15.8(9)	--	57
全 県	3年度	14.6(434)	5.6(166)	37.1(1102)	25.2(749)	10.3(306)	2.4(70)	4.8(144)	2971
	7年度	18.4(502)	4.1(112)	23.7(645)	28.4(774)	18.8(513)	6.5(177)	--	2723

* 網掛けは増加、斜体は減少を示す

その格差を生む要因としては、職員体制、施設設備、事業費等が考えられる。それらの拡充および整備が都市部を中心に行われ、郡部ではそれが十分ではないことも事実である。平均事業数のみが公民館の運営を測定するものではなく、むしろその質を問うべきであるという点では運営の方法が全面にでてくる必要がある。

このような格差にならないように、とりわけ小規模町村においては地域の生涯学習の拠点としての公民館の整備を指向した体制づくりが望まれるところである。

②対象別学級・講座数の変遷

続いて、学級・講座に限定した対象別事業数に目を向けると、婦人対象の事業数の減少と成人・一般対象、高齢者対象の事業数の増加が、全体的な傾向としてみられる。

今回の調査ではその要因をつかむにいたってはいないが、発達課題を軸とした年齢区分から、学習課題を軸とした領域区分への移行が関係すると考えられる。(表3の事業数の合計と表4の対象別事業数の合計が異なっているのは、平成3年度のデータが対象別事業数において複数回答を認めているためである。)

2) 地域づくり事業への取り組み

①地域課題の認識

地域づくり事業の展開には、公民館職員の地域課題への深い洞察が不可欠である。しかし、回答の多くは、「青少年の健全育成」、「地域福祉の充実」、「健康づくり」、「生きがいづくり」などの現代社会の抱える一般的な課題の記述に終始している。「指導者の育成」、「福祉ボランティアの育成」、「若者の定住化」、「世代間交流事業の展開」などのややその地区の公民館事業へ結びつきそうなものも散見できる。「海と川の自然を生かした環境学習を軸とした地域づくり」、「地域資源を生かした産業づくり、地域づくり」、「子どもたちへの郷土芸能の伝承」など地域の独自性が前面にでた課題は少ない⁷⁾。より具体的な内容を求める質問項目にする必要があったのかも知れないが、公民館職員の地域課題への認識が曖昧であると地域づくり事業の展開は行き詰まることになりかねない。今後は、市町村レベルで研修等を通して、取り組むべき課題の明確化(地区公民館の地域づくり事業展開のための地域課題の掘り起こし等)を図る必要がある。

小学校区あるいは中学校区に設置された公民館が取り組むべき地域課題は、もっとその地区の生活実態にあったものであり、具体的な学習や生活へと繋がるようなものでなければならない。その意味でも、明確な課題解決

目標の設定がなされた地域づくり事業の展開が必要となってくる。

②地域づくり事業の有無と対象年齢

図4から、地域づくり事業の取り組みは、「趣味・教養等の学習機会の拡充」、「スポーツの振興」、「まちづくり等のイベントの開催」、「学習サークルの育成」が(「現在」行っている)、「今後行う予定」を合わせて7割を越えていることがわかる。それに対して、「地域リーダーの養成」、「ボランティアの養成」への取り組みは4割を切っており、学級・講座の開設と同様の結果が得られたと考えてよい。図5から、対象年齢には際立った特徴はみられなかった。

公民館の事業としては、「趣味・教養等の学習機会の拡充」は自主グループの形成と支援にシフトさせ、今後は公的な社会教育において取り組むべき地域課題に根ざした学習機会の拡充に目を向けて行くべきであろう。その意味では、「今後行う予定」という回答の多かった「地域リーダーの養成」や「ボランティアの養成」などの事業展開に期待を寄せるところである。

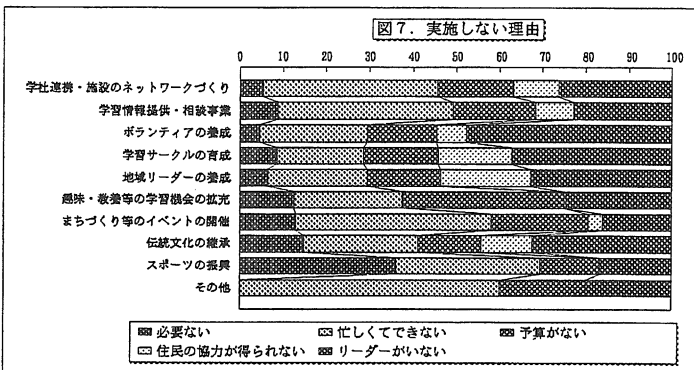
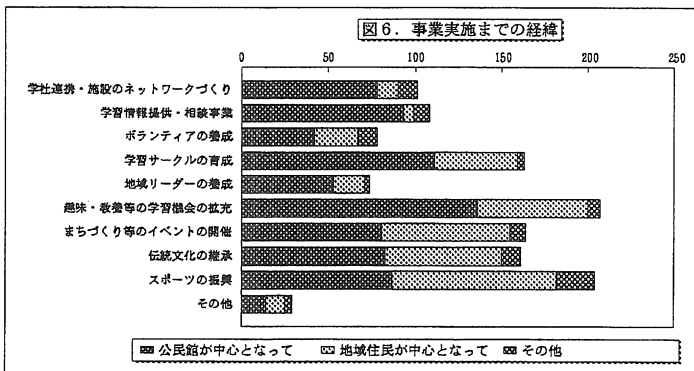
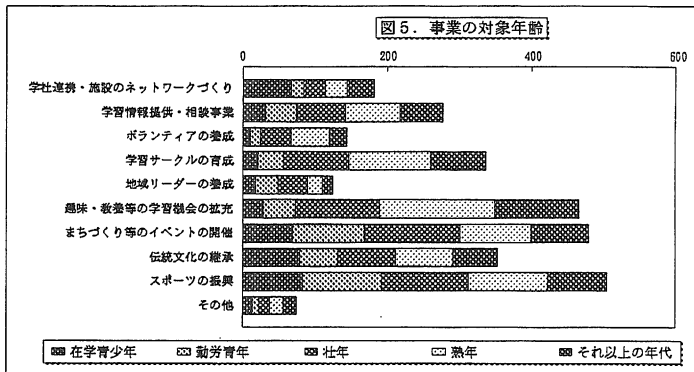
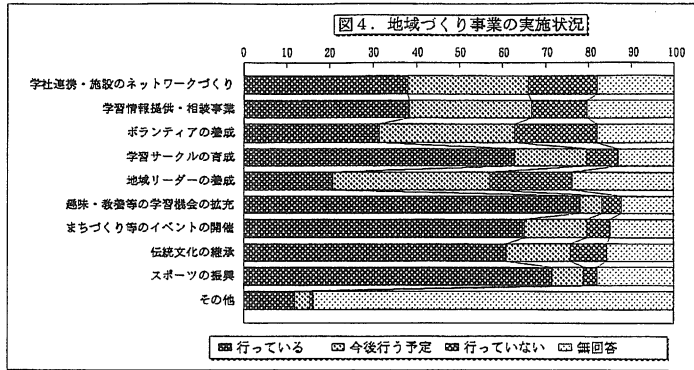
③事業実施までの経緯

図6から、事業実施までの経緯は、「スポーツの振興」、「まちづくり等のイベントの開催」、「伝統文化の継承」において「地域住民が中心となって」行われた比率が高いという結果が得られた。地域リーダーの養成が十分でないという調査結果が得られているが、地域リーダーの養成は、何もそれのみを目的とした学級・講座を開いてフォーマルに養成することにとらわれる必要はない。むしろ、日常的な公民館活動の中において、より自然に育成できるということに発想を転換したいものである。

④事業を実施しない理由

図7から、地域づくりの事業を実施しない理由として「忙しくてできない」があげられているのが、「学社連携・施設のネットワークづくり」、「学習情報提供・相談事業」、「まちづくり等のイベントの開催」であり、それぞれ3割を越えている。「リーダーがいない」があげられているのが「地域リーダーの養成」、「ボランティアの養成」、「学習サークルの育成」、「伝統文化の継承」となっている。

「忙しくてできない」という要因には、職員体制の不備からくるもの、各種団体の事務局・会計をもつことからくるものなどが考えられるが、それぞれの市町村および公民館で早急に解決の手だてをたてる必要がある。



(このような要因の究明や解決の方策を専門的な見地からたてるのが公運審であり、公民館長は当該公民館のもつ課題を公運審に諮問すべきである。)

また「リーダーがない」に関しては、前述のようにそのための講座を展開するというよりは、公民館利用者の中から協力者・理解者を発掘し、さまざまな公民館事業を通じて育成し、公民館運営から地域の課題にまで目を向けてもらえるようなひとつづくりをすることが重要である。

3) 公民館事業の連携

①連携部局

図8のように、行政との連携では圧倒的に教育委員会が多く、全事業の43.3%を占めている。福祉関係と保健関係もそれぞれ7.1%、5.6%とわずかながらそれに続いている。生涯学習を全市町村的に取り組もうとする流れが定着してきた今日、ますます他部局との連携による事業展開、あるいは他部局の実施する学習機会情報の把握が必要となってくる。

また、行政に限定されることなく、民間の団体との緊密な連携を意識しながら公民館事業を展開することも期待される。

②連携内容

図9のように、連携内容としては、「予算面」での連携が最も多く、全事業の51.6%を占め、「参加者集め」が49.9%、「講師等人的協力」が36.4%とそれに続いている。また、公民館事業における連携のうち、80.5%の事業が公民館主催となっている。

4) 公民館の情報提供・学習相談機能

①学習情報提供・相談事業の現状

学習情報提供・相談事業を実施していると回答した公民館は100館であった。個人学習はますます活発化し、学習要求の多様化や高度化、学習機会・内容の体系化などが国や県レベルで整備される中で、学習情報提供・相談事業は今後その需要にさらなる高まりが見られるであろう。それにもかかわらず、この分野は公民館職員の個々の力量にゆだねられており、いまだにその内容や方法が確立しているとは言い難い。そこで、今後は県レベルでの情報提供システムの整備と市町村レベルでの啓発および研修の充実が期待される。

②公民館だよりの発行

公民館だよりは、公民館における情報発信の最も基本

的なものであるといえる。図10のように、全公民館の約4分の3が発行しており、約4分の1が6回以上発行している。

学校教育のような青少年教育とは違い、成人教育においては公民館職員の事業実施の主旨やねらい、あるいは公民館活動の内容を地域住民にわかりやすく伝える必要がある。したがって、公民館だよりなどを発行しながら、折に触れ公民館事業についての情報提供ができるようにしたい。

5) 公民館の業務について

図11のように、公民館に事務局・会計のある団体の数は、1~4団体が最も多く85公民館であるが、5以上の館も多くなっている。地域によってばらつきがあるので、平均すると3.9団体となるが、平田市(10.9団体)、出雲市(9.1団体)、松江市(8.4団体)のように東部の市においてその数が多くなっている。

図7にもあったように、公民館職員の多忙化が指摘される中で、本来の職務の再確認が求められる。昭和63年の報告にもあるように、団体の育成と公民館事業との関係をどのように作り上げていくのかが今後の公民館運営に課せられた大きな課題である。

まとめ

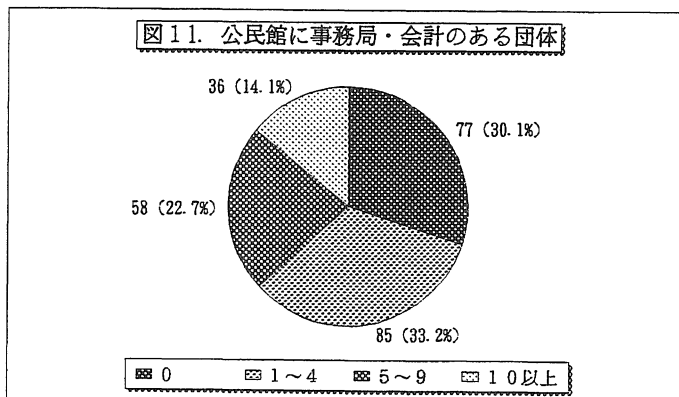
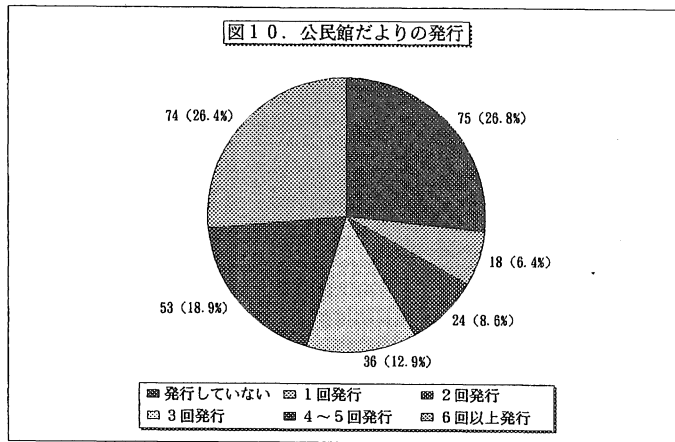
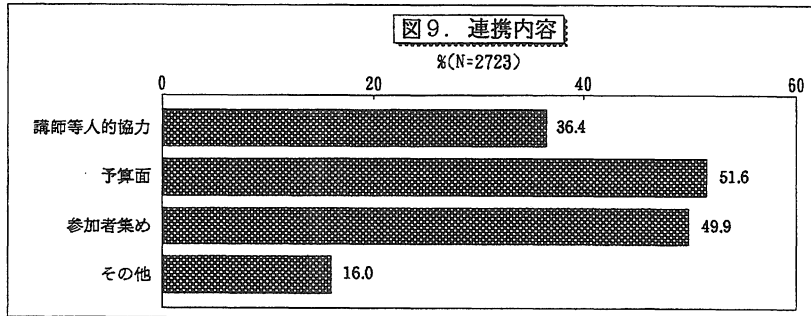
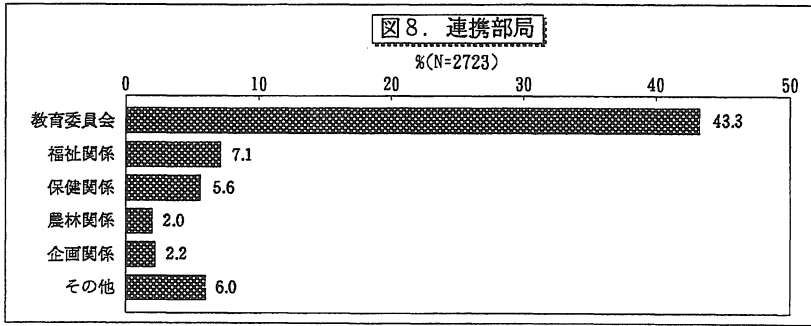
本調査から、島根県における公民館運営の実態が明らかとなった。調査の継続性を考慮しながら、それらの特徴を提示することでまとめとしたい。

公運審の設置状況、その機能の発揮については十分とはいえない。公民館の懸案事項である基盤整備が進展しない要因のひとつには、この実態が挙げられよう。本来、公民館運営について調査・研究および提言を行うはずの公運審が事業の承認等の機能にとどまっていることは大きな問題としてとりあげなければならない。

事業計画や運営に関していえば、多くの公民館で実行委員会等の応援部隊が存在していて、公民館事業を支えていることが分かった。地域住民の自由で主体的な学習活動を保障するためには重要な視点であるといえよう。同時に、それへの公民館職員の関わり方には留意を要し、深い洞察力が求められる。

公民館に事務局・会計をもつ団体の数は県東部の市部において特に多くなっている。これらの業務が多忙化を誘発する要因であるとすれば、団体の育成と公民館職員の専門性発揮の両側面から再検討する必要がある。

本調査を通して、公民館運営の問題点が浮き彫りになっ



た。しかし、この実態は全県的なマクロな視点からの調査であり、公民館のあり方を診断するデータは得られていない。したがって、今後の課題は、公民館運営を支えるファクター、すなわち、市町村における公民館の位置づけや運営形態、職員体制、事業予算等の諸要素の連関を分析し、それぞれの関連性の度合いから、更に詳細な問題点と課題を抽出することにある。

注)

- 1) 島根県教育委員会「都市部と農山村部における公民館活動に関する調査研究報告書(昭和59年度)」
- 2) 島根県教育委員会「社会教育指導充実強化事業報告書(昭和63年度)」
- 3) 島根県教育委員会「度生涯大学システム報告書(平成6年度)」(但し、報告している調査の実施時期す

なわちデータは平成3年度のものを使用している)

- 4) 島根県公民館連絡協議会「がんばってます(平成7年度)」(公民館活動8)
- 5) 調査対象は、島根県内に設置された条例公民館299館である。市町村教育委員会に協力を依頼して、郵送方式で調査し、平成7年11月15日から11月30日までの期間で回収した。発送数298に対し、回収数および有効回答数は261であり、回収率は87.6%であった。
- 6) 湯上二郎他編著『現代公民館全書』東京書籍、1989年。全国的にも公運審の憂うべき状況が指摘されており、その要因に、①委員の高齢化、②男性委員の多さ、③民間活力の導入不足、をあげている。(pp.249-250)
- 7) 島根県教育委員会「島根県公民館活動データブックⅡ(平成7年度)」(pp.31-34)